

# 第 1 5 回議会改革特別委員会

日時：平成 24 年 9 月 7 日（金） 午後 1 時 00 分～午後 2 時 46 分

場所：議員協議会室

出席委員（8 名）

委員長 小 関 淳

副委員長 佐 藤 卓 也

委員 小 野 周 一 石 川 正 志 奥 山 省 三

伊 藤 操 小 嶋 富 弥 山 口 吉 静

欠席委員（0 名）

## 1 【論点 1 4】政務調査費について

- ・政務調査費の用途状況について、市議会だより及びホームページで積極的に公開していくこととしました。また、閲覧請求があれば速やか閲覧させるものとししました。

## 2 【論点 1 5】議員研修の充実について

- ・議員の資質ならびに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとししました。

## 3 【論点 1 6】事務局の体制整備について

- ・議長は、議員の業務を補助する組織として、事務局の調査・法務機能の充実強化を図るように努力するものとししました。

## 4 【論点 1 7】議会図書室の充実について

- ・議会図書室は、議員及び職員のみならず、一般の人も利用できるようにするものとししました。

## 5 【論点 1 8】議員の政治倫理について

- ・議員が市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚するべく、市民の疑惑を招くおそれのある行動をしないよう規定することとしました。

**6 【論点19、20】議員定数、議員報酬について**

- ・ 議員定数及び報酬の改正にあたっては、行財政改革や他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分考慮するものとなりました。
- ・ 改正の提案にあたっては、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して提案するものとなりました。

**7 【論点21】最高規範性について**

- ・ 議会基本条例を新庄市議会の最高規範と位置づけ、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならないものとなりました。
- ・ この条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後に、条例の研修を行うものとなりました。

**8 条例の見直し手続きについて**

- ・ 必要に応じて、条例の目的が達成されているか検証するものとし、必要に応じて適切な措置を講じるものとなりました。

**9 次回委員会等について**

- ・ 次回の委員会の開催日時は、平成24年9月14日（金）決算特別委員会終了後としました。
- ・ これまでの特別委員会での検討結果について、全議員による懇談会を9月20日（木）本会議終了後に開催して協議することとしました。